



No Photo

大阪大学特任准教授
榎井 縁さん

— 榎井先生は、大阪弁護士会の第18回人権賞の選考委員にご就任いただいています。現在、大阪大学の准教授をしていらっしゃるんですね。

現在は、大阪大学国際共創大学院学位プログラム推進機構というところで、未来共生イノベーター博士課程プログラムの特任准教授をしています。

— それはどのようなプログラムなのですか？

これは、文科省が採択した博士課程5年間のリーディングプログラムの中の一つです。大学院の専門の枠を超えて、国際性、実践性を備えた、現場社会でも必要とされる人材を育てるといいます。私どものテーマは「多文化共生社会」で、大阪大学は「地域に生き、世界に伸びる」というモットーを持っています

ので、大阪の地域に根差した上で世界につながるような実践を学生たちと日々行っているものです。

— 先生ご自身が「多文化共生社会」をテーマとして取り組んでこられたと伺っていますので、これまでの職歴をご紹介いただけますか。

私は、生まれ育ちは横浜でして、大学を卒業するまで横浜から一歩も外に出ていないのですが、大学卒業後、ネパール王国に1年間ソーシャルボランティアに行っていました。帰国後、「チベット難民児童奨学会」という現地を支援するNGOを作り、中学校の教員をしながら、日本でも賛同者を募ってその運営をしていました。

その後、神奈川県国際交流協会にてニューカマーの外国人の調査研究をしました。その関係で1991年9月にアフーマティブ・アクションの

研究のメンバーとしてニューカマーの教育問題の視察先として大阪の教育研究会を訪ねました。

そのご縁で1992年の秋から5年半、大阪市教育委員会指導部の初等教育課で「国際理解教育相談員」として、そのころちょうど増え始めていたニューカマーの子どもたちの小学校・中学校編入へのお手伝いなどをやっていました。

— 大阪の印象はどうでしたか。

「人権」という言葉がポスターやチラシ、鉛筆にまで書いてあるのがすごく印象的でした。あともう一つは、会議が大阪弁ということです。教育委員会は標準語だと思い込んでいたので、河内の先生が、ばりばりの大阪弁で、びっくりしました。

— 私も大学から関西に来たので、そのカルチャーショック、よくわかり

ます(笑)。その市教委の国際理解教育相談員から、次に「とよなか国際交流協会」へ移ることになったのですね。どういう経緯からですか。

もともと市教委の仕事はすごく楽しくて。子どもたちはどんどん増えていって、年間100件のペースで編入のケースがあり、やることが山積みで、通訳制度や多言語資料を作ったりしました。ただ、身分が1年更新の非常勤嘱託で日に4~5時間、初めは保険もないという不安定なポジションでした。そこに、豊中から来てほしいと声が掛かったのです。

—— とよなか国際交流協会にはどんな待遇で入られたのでしょうか。

いきなり事業課長という中間管理職で入りました。豊中市の外郭団体ですが、天下りは入れずに、NPOなどで活躍していた人たちを局長とか事業課長に据え、どんどん先進的なことをやるところで、私が神奈川の国際交流協会と大阪市教育委員会にいたことが評価されたのです。

—— 豊中にお住まいの外国人の方は、どんな方たちだったんですか。

中国残留孤児の帰国者系の人が多かったです。それから、フィリピン系のエンターテナーとして来て国際結婚で住まわれているとか、ベトナム系の難民が姫路や兵庫や八尾に集住していますが豊中にもぽつぽついたり。

—— そこで、これはしなければいけないと思ったことは、どんなことですか。

豊中でも日本語教室をやっていたのですが、私が入って1年目に40人ぐらいの生徒さんたちにアンケートをすると、「先生は優しいです、授業も分かりやすいです、ためになります、私はここが大好きです」という回答な

のですが、では「どこで一番日本語を使いますか」の質問には、全員が「ここです」と書いてあるのです。

—— 日本の社会に住んでいても、外国人が日本人と日本語を使っておしゃべりをするような場所が全然ない、ということですか。

そうなんです。だったら国際交流協会がそういう場になったらいいと思っただけです。実は、公的な外国人の居場所って意外にないのです。例えば日本人だったら普通に行く図書館やプール、公の場所に、外国人の方は結構行きづらかったりするのです。特に女性や子どもは、本当にいる場所がないという感じがすごくありました。

—— 外国の人が安心していられるために、どんな工夫をされたんですか。

センターは今は駅前のビルにありますが、昔は閑静な住宅街の3階建ての小さいビルでした。小さい子どもを連れてきやすい雰囲気にするため、床もカーペット敷きにして、おもちゃや外国語のマンガや絵本を置きました。

それから、「日本語を勉強しに行くから」と家から出してもらっている人たちが多く、日本語を勉強する日に相談日を重ねて、そこに多言語スタッフとして地域で暮らしている外国人の先輩の女性を必ず配置しました。するとちょっとしたコミュニティができて、日本語の勉強が終わった後に、みんながタッパーに料理を持ってきて食べている、子どもも遊んでいる、そういうことをしていいようなスペースが作られます。

—— 外国人の女性が日本人の夫を気にして家から出られない、というのがあるんですね。DV被害も相当ありそうですね。

逃げる場所がなくて来るDV被害

者や、子どもが学校でずっと我慢をされていて居場所がなくて、ここに来て「わあっ」と発散したり。特にDVの被害者の人たちは、簡単に援助できるわけじゃないので、環境から変えていかないとならない。

それに、外国人相談は割とたらい回しが多かったんです。また一から説明しないといけないということで、DVなどは二次被害に簡単になりやすかったのですが、その後に臨床心理士も付くようになって、彼女に外国人のスタッフと協働していける相談体制をスーパーバイズしてもらっています。

—— そうした居場所を作る取組が評価されて、とよなか国際交流協会は第13回の大阪弁護士会人権賞を受賞されたのですね。

これは本当にありがたかったです。とよなか国際交流協会は、初めは市の内部的組織の性格もあり安定していましたが、建物の指定管理者を競争入札で決めるように法律が変わりました。そうすると他と競争していかないといけない。その中で、豊中市に、国際交流協会はすごく大事な活動をしているところなんだと認めていただくために、人権賞というのはすごく大きかったです。

特に人権賞では、子ども、女性というところをしっかりと積み重ねてやってきたことを評価されたことがすごく嬉しかったです。それから、在日コリアンの差別の問題をベースにやってきたということも評価されました。そのときの事務局長は在日コリアンでしたし。

そういう意味で私が大阪市教委でやりたかったような、在日の人もニューカマーの人たちも社会的に不利益がある部分は変えていこう、とい

届けたい。弁護士之力

大阪弁護士会 総合法律相談センター

TEL 06-6364-1248

No Photo

うムーブメントを地域で続けてきたのを認めていただいたのが本当に嬉しかったです。

—— 弁護士会という団体が人権で表彰するというのに、大きな意義を感じていただけたんですね。

そうですね。弁護士会の人権賞をいただいたり、あるいは私が今回審査員にならせていただくというのもすごく嬉しいことで、私も審査員になったらこういう団体をもっと支援したいと思います。

—— では、これからされたいこととか、弁護士がお手伝いできそうなことについてお話しいただけますか。

日本の法律は国籍の壁がすごく大きいですね。日本の法律の限界をいつもいつも感じていて、DVで在留資格がない女性の場合もそうでしたし、在留資格がなくて入管に収容されたり、強制退去させられたり、親子が離ればなれになるようなこともいっぱい見てきました。外国人が普通に暮らす権利が公的に認められるべき

という感覚を広く市民が持つことが非常に大事だと思います。

また、既にいろいろなバックグラウンドの人たちがいっぱい住まわられていて、アイデンティティなどで生きづらさがあるんですが、「その人たちがいる」という感覚が私たちの中にある、「承認感覚」というのをこれからもっと作っていきたいと思います。つまり、「あなたは価値があります、あなたはこの社会にいてくださって価値があるんですよ」と互いに言ってもらえる社



大阪弁護士会

Osaka Bar Association since 1880

No Photo

会を作っていきたいと思うんですね。

そのとき、法的に認められることの大事さはすごくあると思うし、弁護士さんのいろいろな活動というのは、特に外国人の人権を守るという意味ではすごく大きいです。ヘイトスピーチ解消法や障害者差別禁止法もできましたけれども、世界に認められるぐらいの水準にはなってほしいと思います。

—— 法律が変われば行政はすぐに変わる場所がありますが、問題は、人々の心がどうすれば変わっていくかということだと思のですが。

そうなんです。ヘイトスピーチの問題なんかを見ていると、実感として当事者とそうじゃない人との温度差をすごく感じるんです。「命の危険を感じるぐらい怖い」という感覚のなさ、というのは、日本の中で出会いがすごく少ないからだと思うんです。割と自己責任的に、日本語ができないんだから仕方ないでしょうとか、日本の法律を分かってないのが

いけないんでしょうとかいった話になっている。

大学ではそういう人と出会える現場に学生を送っています。学生は頭ではいろいろなことを分かっていても身体では全然分かっていないし、周りに同じような人間しかおらず、同じような悩みしか持っていないので。

—— 現場というのはどういうところですか？

いろいろありますが、いわゆる外国人問題の支援のNGOとかNPOもあり

ますし、国際交流機関もありますしジェンダー関係の団体もあります。朝鮮学校に行く子もいますし、インクルーシブな学校、障害者と健常者が一緒にやっていて、しかも障害者の割合が多い現場にも行っていますし、それから、高齢者とか認知症の自助組織というか、高齢者の老老介護みたいな現場にも行っています。今受け入れていただいているところだけで60以上の団体が協力してくださっています。

—— この大学院プログラムを修了された方が、あちこちで活躍されているということですね。

そうですね。インクルーシブ教育の学校現場に行った学生は、根本的な課題があると気づいて文科省に入りました。教育行政は本当に固くて、対応も遅い。子どもが犠牲になっているなら、本当に今どうにかしないとダメです。

—— 多文化共生社会を、大学院の学生さんへの指導を通じて広く実現しようとしているのですね。心から応援します。弁護士会も取組をしていきたいと思います。本日はありがとうございました。

(インタビュー:大橋さゆり)
写真撮影:高広信之

No Photo